【クーポン登録に関する注意事項(必読)】

- 〇クーポンはテイクアウトに係る商品の販売またはサービスの提供などの取引において利用可能です。
- ○クーポンの偽造・変造・模造等に対して、事務局は一切の責を負いません。
- 〇以下に掲げる利用については対象外とします。
 - ・風俗営業等の規制および業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業への支払い。
 - ・国や地方自治体、地方公営企業への支払い。
 - ・現金との換金。
 - ・公序良俗に反するもの。
- ○取扱店舗で独自にクーポンの利用対象外となる商品等を定める場合は、あらかじめ利用者が認識できるよう、 メニュー、チラシ、クーポン等にその旨を明示してください。
- 〇他の割引企画との併用を不可とする場合、またはクーポンの使用上限額を定める場合は、あらかじめ利用者 が認識できるよう、メニュー、 チラシ、クーポン等にその旨を明示してください。
- 〇有効なクーポンを提示した利用者に対し、クーポンの使用を拒否する等、クーポン利用者に不利となる差別 的取扱いを行わないようにしてください。
- ○取扱店舗は、有効なクーポンを利用しようとする利用者からクーポンの利用に関し苦情または相談を受けた場合、取扱店舗とクーポン利用者との間において紛議が生じた場合、または法令に違反する取引の指摘若しくは指導を受けた場合には、取扱店舗の費用と責任をもって対処し、解決にあたるようにしてください。
- 〇クーポンには景品表示法の景品規制が適用されるため以下の点に注意し、自身でも確認を行ってください。

取引価格	景品類の最高額
1,000 円未満	200円
1,000 円以上	取引価格の 10 分の 2

但し飲食店舗限定で使用できる割引券は値引きとして扱われるため、景品規制の対象となりません。

- 例)1000 円のランチコースにおいて 300 円のスープをサービスしたい場合、景品の規制でスープの無料券はつけられません。景品規制の対象にはならない 30%割引券の発行であれば、1000 円のランチコースで 300 円割引が可能となります。
 - 1品サービスなどの無料券を発行する場合は、「何円以上ご利用の場合に限ります。」と明記することにより違反を防ぐことが可能です。
- 〇本クーポン利用において発生した損害等について事務局は一切の責を負わないものとします。